

令和 5 年第 3 回
福岡地区水道企業団議会定例会
決算等特別委員会会議録

(令和 5 年 8 月 2 4 日開催・議案審査分)

福岡地区水道企業団議会

質疑・意見	答弁
○ 資料 1 の不用額について、なぜ不用額が生じるのか、金額の大きいものについて、もう少し詳しく説明していただきたい。	△ 不用額が生じるのは、主に単価の変更や事業内容の変更、契約落差などであり、令和 4 年度の決算では、収益的支出に約 5 億 3,900 万円の不用額が生じている。その主なものは、ダム等管理負担金が 1 億 1,500 万円、動力費が 5,400 万円、減価償却費が 1 億 8,500 万円である。 ダム等管理負担金は、主に水資源機構が管理する福岡導水施設の事務費等が減額になったことによるものである。 動力費は、1 つは、電気料金の単価が見込みを下回ったことによるものである。電気料金は、燃料費調整単価というものがあり、これは、石油や液化天然ガスなどの火力燃料の価格変動に応じて毎月決定されるものであるが、この燃料費調整単価が 4 年度に入り継続的に上昇したことから、2 月議会において予算を増額補正したが、実際には見込みほど単価が上昇しなかったものである。2 つめは、当企業団では、河川の流況に応じて効率的な水運用を行うこととしており、多くの電力を必要とする海水淡水化センターの生産水量を予定より減じたことにより、電気使用量が減少したものである。 減価償却費は、警固断層対策として整備した送水管の供用開始が令和 3 年度から 4 年度になったことにより、4 年度に計上していた当該資産に係る減価償却費が不要となったものがある。 また、資本的支出では、約 4 億 3,300 万円の不用額が生じており、主なものは設備費の 4 億 200 万円である。設備費は主要事業の工事費等を計上しているものであるが、契約落差及び工事の進捗の見直しにより不用額が生じたものである。

質疑・意見	答弁
○ 繰越利益剰余金についての説明では、令和５年度の予算では単年度の損失が見込まれていることから、その補填等のため処分せずに11億5,522万円を翌年度に繰り越すとのことであったが、令和５年度の予算の単年度の損失補填等とはどういうことなのか。 ○ 健全に経営を維持するために工夫されていることがよく分かった。また、天候に左右されない海水淡水化センターの重要性も大きくなっていると思う。水の生産には多くの電気が必要とされ、長距離の導水や海水淡水化など、どうしても費用がかかる中で、今後も企業団の安全で良質な水道用水を安定的に供給していくために、引き続き健全な経営ができるよう、努めていただきたい。 ○ 資料２の水道用水供給運用の指針の策定について、ある構成団体から別の構成団体へ水を融通するルールが、協定水量の一時的な変更と協定水量の恒久的な変更の２種類があるようだが、その違いについて説明していただきたい。	△ 令和５年度予算では、電気料金の高騰による動力費やダム等管理負担金の増加及び海水淡水化センターのUF膜廃止に伴う固定資産除却費の増加が重なったことから、５億6,900万円の損失を見込んだ。 当企業団は、将来にわたって安全で良質な水道用水を安定的に供給するとともに、それらを支える安定経営を持続していくために、累積欠損金の発生は回避すべきものと考えており、やむを得ない事情により損失が発生した場合に備え、例年、繰越利益剰余金を５億円確保してきた。 令和４年度決算で生じた未処分利益剰余金においても、組入資本金に処分した残りの11億5,522万円を５年度に繰り越すことによって令和５年度の損失を補填し、さらに、令和６年度への繰越利益剰余金５億円を確保したいと考えている。 △ 協定水量の一時的な変更は、複数の構成団体の合意に基づき、暫定的に当企業団から送水する水量の一部を融通するというものである。例えば、ある構成団体が浄水場のメンテナンスなどで水量が不足するような場合に、別の構成団体から了承をいただければ、当企業団から受け取

質疑・意見	答弁
○ 既に構成団体間で送水量を融通するルールがあるが、なぜ今回、協定水量の恒久的な変更という新たなルールを定める必要があったのか、説明していただきたい。 ○ 協定水量の恒久的な変更について、構成団体はどのような反応だったのか。	る水量の一部を一時的に融通していただくことができるというものである。 一方で、協定水量の恒久的な変更は、複数の構成団体の合意に基づいて、暫定的ではなく、恒久的に、当企業団から送水する水量の一部を変更するというものであり、例えば、水需要が減少する構成団体と、水需要が増加する構成団体が合意することにより、当企業団から受け取る水量を恒久的に変更することができるというものである。 △ まず、当企業団の水源施設の状況や背景を含めて説明すると、五ヶ山ダムが供用を開始し、計画していた全ての水源開発が完了したが、その一方で、福岡都市圏は今後もしばらく人口が増える見込みである。このため、構成団体が将来にわたって必要な水を確保していくためには、福岡都市圏の構成団体ごとの水需要の変動を見据えながら、限りある水を有効、かつ、柔軟に運用していくことが重要と考え、新たなルールを定めたものである。 △ 本指針の策定に当たっては、令和4年度から構成団体との意見交換を重ねてきた中で、福岡都市圏内で水を分け合う仕組みが必要であるという共通理解に至っており、新たなルールである協定水量の恒久的な変更も、全ての構成団体から賛同を得ている状況である。 また、本指針は令和5年9月から試行していくが、試行後も構成団体の要望や御意見を適宜把握しながら、より運用しやすいルールへ見直していくこととしている。

質疑・意見	答弁
○ 福岡都市圏においては、限りある水を有効活用する仕組みが必要だと思う。協定水量の恒久的な変更が将来の備えとして定められたルールであることがよく分かった。 福岡地区水道企業団は、今後も、構成団体に対し安定的な水の供給を行うために意見交換を重ねながら、よりよい仕組みづくりをしていくことを期待したい。 ○ 決算に関連して、事業の前提や運営状況について聞きたい。まず、牛頸浄水場は基本的に直営で、海水淡水化センターは基本的に民間委託という理解でいいのか。 ○ 海水淡水化センターは民間の力も借りている一方で、特殊な技術であるため、コアな部分は直営でやっているということであるが、牛頸浄水場は一般的な浄水場であるため、一部は民間委託ができると思うが、できない理由があるのか。 ○ 言っていることはわかるが、浄水場の民間委託は全国的にも、一般的に行われており、全くできないということではないと思っている。 電気代の高騰とか、さらなる維持管理や、運営も厳しくなっていく中で、民間委託という手法は、業務の効率化でごくごく一般的にも行われることは多いと考える。今後そういった水質変動とかの	△ 牛頸浄水場は直営でやっている。また、海水淡水化センターは、手足となる部分については委託を出しているが、業務の中でもコアな部分については直営でやっている。 △ 海水淡水化センターは、設備のシステムとか運転管理の専門性が高いものの、原水の水質は良好である。 一方で、牛頸浄水場は原水水質が大きく変動することがある。特に近年は温暖化の影響が顕著であり、水質変動へ迅速かつ的確に対応するため、原水水質に即応した運転調整のほか、水資源機構や、そのほかの構成団体との連絡調整等にも同時に対処する必要がある。このため、運転管理の部分も直営して、当企業団職員が密接に関わっていくことが望ましいと考えている。 △ 牛頸浄水場の運転管理業務では、汚泥処理施設や、その他設備の点検など、市民が直接口にする浄水処理への影響が少ない範囲で、既に委託化を行っている。 浄水操作に関しては、取水する筑後川の水質変動、大雨時の濁りの発生に対する対応、残留塩素低下現象の原因となる生物の増殖などへの対応、近年の温暖化の影響による原水水質の急激な悪化が顕

質疑・意見	答弁
リスクには直営でしっかり対応しながらも、さらなる業務の効率化のためには、民間委託の手法を部分的にでも取り入れることを、今後も検討すべきと考える。 今すぐではないが、将来的には運営手法や官民の役割分担について検討する余地はあるのか。 ○ 市民の口にするということで、当然、水道関係事業の民間委託というのはより慎重にならなければいけないのはよく分かるが、一方で民間も技術が進歩していると思う。このため、様々な仕事を引き続き検討し、安全で良質な水の安定供給をしながら、経営の効率化にも努めていくべきと考えている。最後に御所見があればいただきたい。	著化している状況などがあり、このような急激な水質変化に応じた運転調整を行うため、当企業団が責任を持って運転管理を行うことが良いと考えている。しかしながら、できるものについては委託化を検討し効率化を図ってまいりたい。 △ 委員ご指摘のとおり、水は直接人の口に入るものであることから、水道は一番大事な、非常に重要なインフラだと考えており、その他のインフラの民間委託とは、大きく違うものと受け止めている。 繰り返しの答弁となるが、現在、やれる部分は切り分けて、民間の力を借りているところであるが、今後も、民間に発注できるところは引き続き検討を行って、より健全化に努めていきたいと考えている。